

第18条 更新を申請する者は5年間に更新申請の資格審査基準を満たす単位を取得しなければならない。

第19条 更新には必要書類を提出し、登録更新料を納付しなければならない。

(認定医の取消し)

第20条 認定医は、次の各項の理由によりその資格を取消される。

1. 医師の資格を喪失したとき。
2. 学会を退会したとき。
3. 認定医登録の更新をしなかったとき。

4. 認定医としてふさわしくない行為があったとき。

第21条 前条第4項の判定は、審議会の審議に基づき、学会理事長がこれを行う。

(付則)

第22条 この規則は平成3年4月10日から施行する。

第23条 この規則は審議会及び学会社員総会の議決を経なければならない、変更または廃止することができない。

第24条 この規則を施行するため、別に施行細則を定める。

### Ⅲ. 日本輸血・細胞治療学会認定医制度施行細則

平成3年4月10日制定

平成9年6月1日改正

平成13年11月2日改正

学会等発表 10 2 同上(抄録記録のあるもの)

第1条 日本輸血・細胞治療学会(以下学会と略す)認定医制度規則(以下規則と略す)の施行にあたり、規則に定める以外の事項については、学会認定医制度施行細則(以下細則と略す)および同審議会内規の規定に従うものとする。

(認定医制度指定施設の基準)

第2条 認定医制度指定施設(以下指定施設と略す)は、規則第7条に定める以外に、次のいずれかに該当していなければならない。

1. 原則として次の条件を具えている病院。
  - イ. 認定医が勤務していること。
  - ロ. 病床数300床以上。
  - ハ. 年間血液製剤使用量3,000単位以上。
  - ニ. 輸血療法委員会を年6回以上定期的に開催していること。
2. 全国赤十字血液センター。
3. 前項1.のロ又はハに該当しない施設及び外国における施設については審議会が適当と認めた施設。

(指定施設の認定および認定更新)

第3条 指定施設の認定および認定更新については、学会理事長が審議会の審議に基づいて認定証を交付する。

(認定医申請の資格審査基準)

第4条 規則第11条に定める認定医申請の資格審査基準として、次の表により50単位以上を取得していなければならない。

認定医申請資格審査基準単位			
	筆頭	共同	備考
			(共著)
原著論文	20	5	輸血医学関連のものに限る
その他の論文	10	3	同上

(認定医申請の手続き)

第5条 認定医の申請には、原則として次の各項の書類を認定医制度事務局に毎年所定の期日までに提出しなければならない。

1. 認定医申請書
2. 履修歴申告書
3. 指定施設の認定または審議会による研修修了証明書
4. 認定医申請の資格審査基準を満たす業績目録等

第6条 認定医の申請には、認定医申請料10,000円および受験料30,000円を納入しなければならない。

(認定医の試験)

第7条 認定医の試験は筆記、口頭、実技試験とする。

(認定医の登録)

第8条 認定医試験合格者は登録料20,000円納入ののち、認定医として登録され、認定証の交付を受ける。

(認定医の登録更新)

第9条 5年ごとの登録更新料は、有効期間の最終の年に行う。更新申請料10,000円及び登録更新料10,000円を納入しなければならない。

第10条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、次の表により加算して50単位以上あるものとする。

更新申請資格審査基準単位		
		単位
学会参加	日本輸血・細胞治療学会総会	10
	国際輸血学会総会、アメリカ血液銀行協会総会(AABB)等	8
	日本輸血細胞治療学会秋季ソブゾウム	5

うち少なくとも10単位は日本輸血・細胞治療学会総会への参加でなければならない\*。

\*この要件は2020年度の認定医更新者から適応する。

日本血液事業学会総会	5	** *	日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会。
日本輸血細胞治療学会支部会例会	5		その他は審議会において審査する。
その他の輸血医学関連学会総会、 研究会、講演会等	3	***	発表内容は輸血医学関連のものに限る。
日本医学会総会	3		第11条 登録更新には、登録更新申請書、更新用実績報告書、更新申請資格審査基準単位を証明する書類等を提出しなければならない。
*** 日本医師会生涯教育講座	2		(付則)
研究発表** 原著論文(筆頭)	15		第12条 この細則は平成3年4月10日から施行する。
同上(共同)	5		第13条 この細則は審議会及び学会社員総会の議決を経なければならない。
その他の論文(筆頭)	5		
同上(共同)	3		
学会発表(筆頭)	5		
同上(共同)	3		

削除

#### IV. 日本輸血・細胞治療学会認定医制度審議会内規

平成3年4月10日制定

平成9年6月1日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、日本輸血・細胞治療学会認定医制度規則第4条の規定に基づき、同認定医制度審議会(以下審議会と略す)の組織および運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 審議会は日本輸血・細胞治療学会認定医(以下認定医と略す)の認定作業を円滑に実施するため、認定医制度に関する必要事項を審議することを目的とする。

(組織)

第3条 審議会は会長、副会長および委員若干名をもって組織する。

会長は学会評議員のうちから学会理事長が委嘱する。

委員は学会評議員のうちから会長が委嘱する。

第4条 会長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 会長は会務を総括し、審議会を代表する。

会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 審議会は専門事項を調査審議するために、次の委員会を置く。

1. 認定医制度指定カリキュラム委員会
2. 認定医制度指定施設選定委員会
3. 認定医申請資格審査委員会
4. 認定医試験委員会

第7条 委員会に属すべき委員は当該委員長が指名し、会長が委嘱する。任期は第4条の規定に準ずる。

(議事運営)

第8条 審議会の議事運営は次の各項により行う。

1. 会長が招集し、その議長となる。
2. 審議会は年1回以上開かなければならない。
3. 審議会は会長および委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
4. 審議会の議事は出席者の過半数の同意により議決される。

前4項の規定は委員会の議事運営においても準用される。

第9条 会長または委員長は議事録を作成し、これを保管しなければならない。議事録は原則として公開しない。

第10条 審議会委員または委員会委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

(報告および答申)

第11条 会長は審議会の審議結果を学会理事長に報告しなければならない。各委員長は委員会の審議結果を会長に答申する。

(改正)

第12条 この内規の改正には、審議会委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は審議会が定める。

(付則)

この内規は平成3年4月10日から施行する。